

第 1 章 総 則

《名称》

第1条 本会は、一般社団法人広島県介護支援専門員協会 広島市安佐南区ブロック（以下本会という）と称する。

《事務所》

第2条 本会は、主たる事務所を安佐南区ブロック長の事業所内に置くこととする。

《目的》

第3条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員同士の連携を図り、自立支援を基本とした質の高い、公正、中立な介護支援の推進を目的とする。

《活動内容》

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質の向上、地域包括ケアの推進のための研修・会議を開催、または参画する。
- (2) 安佐南区ケアプラン作成機関連絡会と連携し、相互に支援し合う活動を行う。
- (3) 一般社団法人広島県介護支援専門員協会と連携した活動を行う。

第 2 章 会 員

《会員》

第5条 本会は目的に賛同する介護支援専門員の資格を有する個人であって、安佐南区内に住所または勤務地を有し、一般社団法人広島県介護支援専門員協会の正会員をもって構成する。

《入会・更新》

第6条 本会に入会する場合は、役員会において定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 会員は毎年度、申込書を提出し更新するものとする。

《退会》

第7条 会員は次の各号に掲げる場合に本会を退会するものとする。

- (1) 会員が退会を申し出たとき
- (2) 一般社団法人広島県介護支援協会の会員でなくなったとき
- (3) 安佐南区内に住所または勤務地を有さなくなったとき

第 3 章 役員

《役員》

第 8 条 本会に次の役員・監事を置く。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 2名以内
- (3) 執行役員 5名程度
- (4) 特別役員 1名
- (5) 監事 1名

・役員の数については、会の実情に応じ変更することができる。

《役員の仕事》

第 9 条 上記役員は以下の仕事を主に行う。

- (1) ブロック長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- (2) 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長が欠けた時は、その仕事を代行する。
- (3) 執行役員は、会の運営実務を遂行する。
- (4) 特別役員は、会の運営実務に協力する。
- (5) 監事は、本会の会計及び運営状況を監査する。

《役員会》

第 10 条 役員会は通常役員会及び臨時役員会の 2 種とし、ブロック長が招集する。

- (1) 通常役員会は毎事業年度 3 回以上開催する。
- (2) 臨時役員会はブロック長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 役員会は、全役員の過半数の出席をもって成立する。

《役員の任期》

第 11 条 役員の任期は以下の通り定める。

- (1) 役員の任期は 2 年（年は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）として、再任は妨げない。
- (2) 役員が欠けた場合は、役員会の協議により補欠役員の選出を行うか、もしくは他の役員が兼務することができる。任期は前任者の残任期間とする。

《役員の選出》

第 12 条 役員は会員の中から立候補による互選とする。

尚、特別役員は安佐南区ケアプラン作成機関連絡会の役員の中から選ぶこととする。

- 2 ブロック長、副ブロック長、監事は役員の中から選任する。

《日当》

第 13 条 日当の額は、次の通りとする。ただし、事業等の実情に応じブロック長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 広島県地域医療介護総合確保事業に係る支部交付金に伴う、研修会等の会議を行った場合は、支部交付金の中から日当として定額 1,000 円を支給する。

《相談役》

第 14 条 本会に相談役を置くことができる。

- (1) 会の実情に応じて、若干名相談役を置くことができる。
- (2) 相談役は、役員会において検討し置くことができる。
- (3) 相談役は、会または部会の運営に対し、必要な助言を行うものとする。
- (4) 任期は役員の任期と同じとする。

第 4 章 研 修

《研修》

第 15 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、研修会を開催する。

- (1) 本会の行う研修会は、ブロック長が統括し、役員及び会員の意見を集約しながら企画を行う。
 - ・研修会講師料及び旅費については、別紙（一般社団法人広島県介護支援専門員協会 報償費規定及び旅費規程に準ずる。）に定める。
- (2) 研修会の参加者は会員とする。ただし、必要と認められる場合は、会員以外の介護支援専門員及びその他の専門職も参加できる。
- (3) 研修会によっては、研修会費を徴取する。その際、会員と会員以外の介護支援専門員との研修会費に差額を設ける場合がある。
- (4) 第 15 条(2)及び(3)については、役員会で協議し決定する。

《部会等の設置》

第 16 条 本会が実施する事業を計画的に推進するため、研修部と事務部を設置し専門部会を設ける。

- 2 研修部は本会の研修を企画・運営していく。
 - (1) 多職種連携部会
 - ・介護支援専門員以外との専門職等との連携や研鑽を深める。
 - (2) ケアマネジメント部会
 - ・介護支援専門員の相互の連携や研修において研鑽を深める。
 - (3) 施設部会
 - ・施設で勤務する介護支援専門員の相互の連携や研修において研鑽を深める。
- 3 事務部は本会の運営についての事務を行う。
 - (1) 事務局部会
 - ・会員の入会、退会手続き・会員名簿管理・研修会の事務・ホームページ管理・会計等の事務処理を行う。

《部会等の委員》

第 17 条 部会等の委員を置くことができる。

- (1) 研修部と事務部に部長を置き、副ブロック長が務めるものとする。
 - (2) 部長は専門部会を総括する。
 - (3) 専門部会の委員については、役員が部会長（部長と兼任可）、副部会長を兼任し、委員については役員及び会員の中から選任する。
- 2 部会長、副部会長は役員の互選により選出する。
 - 3 部会長は部会を代表し、部会の運営を統括する。副部会長は部会を補佐し、部会長が欠けた時は、その職務を代行する。
 - 4 各部会において協議検討された事項は役員会にて報告する。

第 5 章 会 計

《会計》

第 18 条 本会の運営費は、一般社団法人広島県介護支援専門員協会からの交付金、研修会費、寄付金等をもってこれに充てる。

(2) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(3) 本会の会計：通帳の住所は本会の監事の住所とし、通帳の名義はブロック長名とする。

第 6 章 そ の 他

《雑則》

第 19 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会が別に定める。

《規約の変更》

第 20 条 規約の変更は、役員会にて協議し、役員のおお分の 2 以上の賛成によって議決する。

《附則》 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日より一部改定する。

令和 3 年 7 月 20 日より一部改定する。

令和 4 年 4 月 1 日より一部改定とする。

令和 4 年 6 月 3 日より一部改定とする。